

Q これから遺言書を作成しようと思いますが、
気をつけるべき点を教えてください。



A 遺言書を作成される場合、まず公正証書で作成するか、自分で書いて作成するかが大きなポイントです。それぞれメリット、デメリットがありますので、本やインターネット等でご自身で調べる、または専門家に聞いてみることもお勧めします。

次に遺言書の内容ですが、概略は本やインターネット等で遺言書のひな型をご覧になられてイメージを掴まれると良いでしょう。遺言書は、ご自身の財産の行き先を決めるものなので、個別・具体的な財産の分配は、ご自身で考えていくことになります。その場合、現在のご自身の財産の整理の意味も含め、予め財産目録のメモ等を作成しておくとか何かと手助けとなると思います。

その他に、お墓や法事等祭祀の問題、遺言書の内容によっては、遺留分等の法律上の問題や税務の問題も考えなければならない場合があります。また、付言事項といって、財産の分配とは直接関係のないご自身のご家族への思いを遺言書で伝えることができますが、これは法律上の拘束力はありません。

ご自身の事情を考慮し、必要に応じて、随時専門家の助言等をお受けになることをお勧めします。

司法書士

相続・遺言・成年後見などの 手続きも丁寧に対応します。

「相続や遺言などの手続きは、何かと難しい。どこに相談しようか…」そんな時はぜひ当事務所にご相談下さい。司法書士が丁寧に対応し、適切なアドバイスや手続きをご案内致します。

山口司法書士事務所

佐賀市愛敬町12番15号
愛敬マンション1階
AM9:00~PM6:00
休/毎週土・日曜日・祝日

(事前のご連絡で
休日・時間外対応します)

☎0952-25-3370



司法書士
山口 敏弥